

官報

号外 昭和二十八年二月四日

○第十五回 参議院會議録第二十二号

昭和二十八年二月四日(水曜日)午前十一時三十分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十八年二月四日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件

(第五日)

第二 国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨日議員柏木庫治君外十八名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

スエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国府林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一昨日二日議員から左の質問主意書を提出した。

神戸拘留所における公務員の暴行凌辱事件に関する質問主意書(須藤五郎君提出)

昨日三委員長から左の報告書を提出した。

国立国会図書館法第二十六条に規定する金銭の取扱規程案審査報告書国立国会図書館法第二十六条の規定に基き、金銭の寄贈を受けるについて承認を求めるの件審査報告書

昭和二十八年度国会所管国立国会図書館予定経費要求書審査報告書

○議長(佐藤尚武君) これより今日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、スエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議案(柏木庫治君外十八名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

参議院議長佐藤尚武君

参議院議長佐藤尚武君

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本決議案につきましては柏木庫治君外十八名より委員会審査省略の要求書が提出されております。決議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決議者に対し趣旨説明の発言を許します。柏木庫治君。

スエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議案

右の議案を決議する。

昭和二十八年二月三日

決議者

柏木 庫治 深水 六郎
安井 謙 團 伊能
徳川 綱貞 平林 太一
杉原 荒太 伊達源一郎
石黒 忠篤 加藤シヅエ
曾根 益 原 虎一
岡田 宗司 荒木正三郎
小笠原三男 有馬 英二
大隈 信幸 千田 正
水橋 勝作

参議院議長佐藤尚武君

参議院議長佐藤尚武君

参議院議長佐藤尚武君

参議院議長佐藤尚武君

スエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議

スエーデン、スイス、スペイン及びポルトガル諸国は、太平洋戦争勃発以後第二次世界大戦中を通じて日本政府の依頼により世界各地において日本の利益代表国たることを受諾し、在外邦人の生活擁護を含む広汎なる在外日本権益の保護に当り、困難なる戦争下の事情に拘らず、煩雑多岐な利益代表事務を支援なく遂行された。又、終戦後もスイス国は昭和二十一年迄、スエーデン国は昭和二十七年迄利益代表の勞をとられた。

日本国会参議院は、前記各国に対して深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○柏木庫治君 先ず決議文を朗読いたします。

決議文

スエーデン、スイス、スペイン及びポルトガル諸国は、太平洋戦争勃発以後第二次世界大戦中を通じて日本政府の依頼により世界各地において日本の利益代表国たることを受諾し、在外邦人の生活擁護を含む広汎なる在外日本権益の保護に当り、困難なる戦争下の事情に拘らず、煩雑多岐な利益代表事務を支援なく遂行された。又、終戦後もスイス国は昭和二十一年迄、スエーデン国は昭和二十七年迄利益代表の勞をとられた。

日本国会参議院は、前記各国に対して深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

して深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。

理由を説明いたします。

我が国は、太平洋戦争勃発以来、敵国における我が国利益の保護方を、スエーデン、スイス、スペイン及びポルトガルに依頼いたしましたのであります。が、スペイン及びポルトガル両国は、スエーデン、スイスに利益代表を引継ぎましたので、終戦当時スイスに依頼した地域は、米英両国を初めとして約二十カ国、スエーデンに依頼した地域は、メキシコ、インド等約二十二カ国に及んでいたのであります。

スイスは、昭和二十一年三月まで利益代表の勞をとられ、又スエーデンについては、在外事務所を設置、在外公館の開設に伴つて、漸次スエーデン公館から利益代表の事務を引継ぎ、昭和二十七年六月一応の区切りを付けて、スエーデン政府に對し、日本政府の謝意を表明いたしましたのであります。

以上のごとく、スエーデン、スイス、スペイン及びポルトガル諸国は、世界各地において日本の利益代表国たることを受諾し、在外邦人の生活擁護を含む広汎なる在外日本権益の保護に当り、困難なる戦争下の事情にかかわらず、煩雑多岐な利益代表事務を支援なく遂行されたのであります。又、終戦後もスイス国は昭和二十一年迄、スエーデン国は昭和二十七年迄利益代表の勞をとられた。

日本国会参議院は、前記各国に対して深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。

〔柏木庫治君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別(御発言もなければ、これより本決議案の採決を行います。

何とぞ満場の御賛同を得たく存する次第であります。終り。(拍手)

昭和二十八年二月四日 参議院會議録第二十二号 國務大臣の演説に關する件(第五日)

たします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し、外務大臣から発言を求められました。岡崎外務大臣。

〔岡崎外務大臣(岡崎勝男君) 只今題旨説明にありました通り、スエーデン、スイス、スペイン、ポルトガル等の諸国は、我が国の利益保護のために非常な労をとられたのであります。政府としては、すでにこれらの国々に対して深

厚の謝意を表したのであります。が、只今の御決議にありました趣旨を更に十分徹底して、我が国の国会としても感謝をされておられることは、十分これら諸国に伝達いたすつもりであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、國務大臣の演説に關する件。(第五日)

昨日に引続き、これより順次質疑を許します。千葉信君。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 私は日本社会党第四控室を代表して、政府の施政方針演説に対し、首相初め閣僚各閣僚に質問を試みるものであります。

吉田首相は今日の施政方針演説においても道義の高揚を説かれたのであります。が、幾ら道義の高揚を叫ばれても、国民の先ず政治に対する信頼がなくなつては、これを求めることはできません。外国機が領空の侵犯をしているという報道も、その成行きを重大さに国民が心を引かれているのを尻目に、首

相初めと党が、挙げて党内派閥抗争、勢力争いに没頭しているものであります。外国機が領空を侵犯しているなどというものは、若し本当だというならば、これは昔、元寇前夜頻々と対馬海峡に外国船が現われたときにも匹敵いたします。あのときの北条時宗の態度と、吉田首相が党内問題に憂身をやつし、國政を放棄して、いささかも省み

なかつた態度と比較すれば、誠に許しがたいものがあります。意見の対立だつたなど、しつこくしい弁解を首相はしておられますが、あれを意見の対立だなどと考えた国民は一人もありません。だからこそ、その政治に対する不信が、遂には、日米交換公文は政治的謀略的な再軍備の下工作だ、だから首相は党内紛争に没頭しておられるのだというこゝにもなるのであります。異郷の空から一日千秋の思いで日本に帰る日を持つ中央残留者、それを持ち

わびる幾千万留守家族の綿々たる恨みの思いを憶はず、旅券法違反の容疑を言い立てて、国民代表の出席をこたへた連れた外務大臣自身が、実は同じ國法たる選挙法違反の容疑者であることを知らない国民は一人もないのであります。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり)これで道義の高揚を説かれる国民は、一体どんな気持ちであの演説を聞いたか、思い半ばに過ぎるものがあります。真に道義の高揚を念とするならば、この際、先ず首相、外相は、国民の前に襟を正して一言陳謝すべきだと思ふが、どうでありますか。

更に私は吉田内閣の公約不履行について、その責任を追及いたします。(やれ／＼と呼ぶ者あり)第三次吉田内閣は、昭和二十六年一月二十六日、

第十国会再開勢頭の施政方針演説において、当時の周東國務大臣が政府を代表して次のように公約しているのであります。即ち、「政府は、日本経済の自立達成の目標を一応昭和二十八年年度に置いておるのであります。これを達成する一応の計画をいたしましては、輸出額はこれを年間十四乃至十五億ドル程度に拡大することが必要であります。又、国民の生活水準は、昭和九乃至十一年の約九〇%の水

準に向上せしめることといたしてあります。」と述べられ、首相また自立経済達成のための耐乏を国民に要望しているのであります。然るに今日提出されております昭和二十八年年度予算並びにこれに伴う政府の財政経済政策の一体どこに、この公約の実現が約束されているのであります。今日、日本の生産力は、全産業総合指数は昨年十一月現在で戦前対比一四七・六%に回復し、鐵工業においては一四〇・一%に達しているのであります。然るに国民生活水準は全国平均やつとまだ戦前の七十七%であります。若しも自由党が天下の公党として、公約に忠実ならば、少くとも来年度は、この国民生活の水準を急遽に七十七%から九〇%に引上げる政策が、予算が、財政方針が樹立されていくてはならないはずであります。然るに政府はこの公約を忘れたかのごとく、小笠原経善長官のごときは、その演説において、殊更に具体性を欠き、「国民生活の水準は、漸次戦前の水準に近付きつつあります」と、我々を愚弄したごまかしをやつておるのであります。一体、政府はこの公約

をどうするのか。履行するのか。蹂躪するのか。はつきりと返事を承わりたいのであります。

又政府の説明によれば、来年度国民所得を五兆六千七百億に見積つておられることであるが、併し貿易の見通しは、中央、東南アジアは勿論のこと、西歐軍需の停滞と経済の危機、市場競争の激化、その結果としての英連邦対日輸入制限措置により、又米穀においては本年米價より国防生産計画は下降状態に入るとされ、それらが世界不況を深めて、本年末には恐慌の顕在性をもたらすことと見られておるのであります。事実、最近の実績は極めて悪く、昨年二月を頂点として、昨年二月一億二千六百万ドル、昨年十月は九千六百万ドル、十一月九千九百万ドルに陥落一途を辿つておるのであります。この傾向からすれば、輸出は十一億ドルさへも過大な見通しと言わなければならぬのであります。その他は輸出との差を米軍のドル消費や下請特需に依存するといふ、去年の露骨的な経済状態を更に悪化したものに過ぎない状態の下において、果してこの国民所得が確保できるか。然らざれば勢ひ税源の捕捉に苛酷な手段をとらなければならぬことが予想されるが、この点に対する大蔵大臣の見解を承わりたいのであります。

このような赤字下請の状態に對して、一つは目前の再軍備による兵器生産のインフレを期待するか、又はそれらのインフレ政策が、下請特需、輸出コストに悪影響を及ぼすことを恐れ、表向きはドッジ・ライン堅持の緊縮方針をとるかの分れ道から、遂に大蔵大臣はその主張を放棄されて、昨番公

債三百億の発行と投資特別会計の設置となり、結果的にはインフレ予算へと一歩踏み出した形となつたのであります。かくして昭和二十八年年度予算は、当面何よりも大切な日本経済の自立、経済不況の基本的な打開策を、何ら持ち合せていない、無性格、無計画なものとなり、ただあるものは、資本蓄積の促進、インフレ要因の増大となり、一方、軍事予算の性格を露骨にして、文教、厚生関係の圧迫、食糧増産計画の放棄等、多方面において勤労大衆の生活を直接間接に圧迫した予算になつたことは、蔽うべくもないのであります。而も本予算案で時に問題とならなければならぬのは、防衛費即ち事実上の軍事予算と社会福祉に関する予算の関係であります。吉田首相は三十一

日の本議場における答弁においても、防衛戦力を持つということ、飽くまでも、国の経済力、国民生活を犠牲にするものであつてはならないと言われましたが、戦力論議は暫らくおくとし、この予算案は、事實は、支出される防衛費のために、驚くべき不均衡としわ寄せが社会福祉予算に犠牲を押し付けているではありませんか。即ち昭和二十八年年度防衛費は歳出九千六百五億に對して二・四%であるのに、社会福祉に關するものは軍事費の約半分の二・四%に過ぎません。即ち生活保護費二百四十二億、社会保険八十六億、結核対策百二十六億、住宅対策百二十五億、住宅金融公庫六十億、食糧調整補助金三百二十億、失業対策費百六十八億、文教施設費六十六億を加えて千九百九十三億に過ぎないのであります。これを四十九年度英米の福祉施設の歳出に對する割合と比較すれば、ア

メカ三五・五%で約三倍、イギリスは四六・一%で約四倍であります。更にこれを五兆六千七百億円の国民所得に対する割合とすれば、軍事費は三・八%、社会福祉に關する予算においては二・一%に過ぎません。社会福祉施設費の予算は国民の生活水準や所得が高ければ高いほど不必要になるという建前からすれば、国民所得の少い日本の場合には、むしろこれは逆に英米よりも多くなければならぬといはずであります。然るに、アメリカが国民所得一人当り千四百五十三ドル、イギリス七百八十九ドル、日本がたつた百ドル、つまり国民の所得はイギリス人の八分の一、アメリカ人の十四分の一であります。民主政治が国民のための政治であり、国民のための政治とすれば、日本の民主政治は一体誰のための政治でありましょうか。かかる民生安定の國家支出の状態であるのかかわらば、本年は歳出に対して軍備費は二三・六%に當る二千二百億を支出し、明年度又しても軍人恩給費を含み二二・四%に當る二千五百五十億を支出しようとして、而も明年度の防衛費は、このほかに、本年度の安全保障諸費、保安庁費から九百億圓が繰越されようとしておるのであります。大蔵大臣は如何にこれを処理するか。これを明らかにされたい。若しこれを繰越使用すれば、一般會計歳出に対する割合も二九%という驚くべき比重になり、実に三千億圓を突破する歴大な軍事費となるのであります。又本年度の財政計画によれば、この非生産的軍事費及び発行される貯蓄公債を含む投資特別

會計九百億等の政府資金の撒布超過は、まさにインフレ必至と断ぜざるを得ない要件であるが、一体、政府はインフレを防止する確信を持つておるか。それともインフレによる資本蓄積、實質賃金の低下、国民生活の低下を目的としておるか。はつきりと御答弁を願いたい。

更に又貯蓄公債の発行には、買入公債の二割五分までが減税の恩典に浴し、所得税の二割までが軽減されるといふのであります。が、低額所得者でこれ以上の租税力を持たない者が、果して減税額の四倍もの公債を買えるかどうか。この目的は何としても金持本位、大金持がこれを買つて金利計算一割二分に當るといふ算盤でしか貯蓄公債は考えられておりません。結局この貯蓄公債発行も又、金持本位、金儲け本位のべらぼう極まる高利債債券であると思ふが、大蔵大臣の所信を承りたいのであります。

なお更に、貴金屬、食糧管理、外國為替、貿易特別會計、これに加ふるに資金運用部資金、見返資金外貨のうち使用可能な五億ドル、これらの二千八百二十七億に上る財政蓄積資金が軍備費としてアメリカの要請に備えられてあるという疑惑もあるが、將來かかる事態が起らないかどうか。蔵相のこれに対する意見ではなく確たる見通しをこの際承りたいのであります。

次に私は食糧増産に關し農林大臣にお尋ねいたします。与党が公約した食糧増産五カ年計画は、昭和二十八年年度から三十二年度にかけて國家資金三千億圓を投じ、その後五年後までに食糧の自給を図ることができる旨公約されましたが、本予算に盛り込まれたものは、

農地改良助成費二百八十四億圓、耕地改善費二十七億七千万圓に減額されております。今年の増産量はこれでは二百三十五万石の予定になります。一体我が國の食糧は、人口の自然増加百二十万人、これに對し食糧の必要度百四十万石、一方、農地が工場や住宅になり、水害のため灌漑排水施設が壊れたりして、百万石が年々減産を余儀なくされております。従つて、この予算による政府の食糧増産計画では、自然減損量に對して五万石及ばない計画であります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)どうしてこれで食糧の自給度を高めて行くというのか。昨年は遂に二千九十万石の輸入食糧を仰がざるを得なかつた。食糧自給は、自立經濟達成のために、強く推進されなくてはならない問題であるが、農林大臣のこの公約に對する明確な答弁と決意を承りたいのであります。(拍手)

次に私は文部大臣に對してお尋ねいたします。文部省關係の予算總額を見ると、いわゆる義務教育費國庫負担制度に關する予算を除けば、僅か百十八億九千五百萬圓に過ぎません。前年度比十一億三千三百萬圓の減額であり、特に文教施設整備補助金のごときは所要額二百十七億七百萬圓に對してたつた三十五億五百六十萬圓であります。これは學校給食費と共に極めて重大なる問題であり、本年度五十八億圓に比して大幅な削減であるのみならず、これは全国の中学校だけの不足額、十七万坪にやつてあります。加ふるに補助率において二分の一から三分の一に切下げられ、再び父兄の負担が増大し、小学校の分はただの一枚も増やすことができません。二部教授は依然として余儀なくされます。元來、義務教育費の國庫負担問題は、これら一切の費用を含むべき筋合いのものであるにかかわらず、(「そうだ」と呼ぶ者あり)逆に予算を減らし、補助率を引下げ、父兄や町村の負担を増大させながら、単に教員の給料ややけなしの教員費だけを平衡交付金から一般會計に廻した措置に伴つて、義務教育費全額國庫負担と銘打ち、教員の身分を國家公務員に切換えようとしてゐるのは、まさに論理の飛躍であります。(拍手)恐らくその狙いとするところは、教育委員會設置に見られた謀略の第二弾であつて、(「そうだ」と呼ぶ者あり)教員諸君の労働運動、分けても政治活動の禁止にあることは明白であります。が、(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)世界各國の例を見ても、この種の制限を教員に加え、政治活動を禁止してゐるのはフィリピンだけであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)政府は日本をフィリピン並みにするつもりか。加うるに、若しこの措置がとられるとすれば、教員諸君の身分は、文部大臣、地方教育委員會、市町村長、県教育委員會、知事の複雑多岐な五段階の隷屬下に置かれます。教育の民主化が最も急務な今日、これはまさに時代逆行であると思ふが、文部大臣の見解を承りたい。

又首相は、國家公務員にすれば道義高揚の道が開けると演説をしたが、この方法を通じて道義の高揚を期することができるという理窟をもう一度ここで國民にわかるように教えてもらいたい。(拍手)私にはわからん。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)

次に私は大蔵大臣及び自治庁長官にお尋ねいたします。昨年末、本國會において地方公務員に對する年末手当〇・二五カ月分の増額についてかなり論議のあつたことは明白でありまして、本院における予算委員會及び衆議院においても、その実行に關し附帯決議が行われたことは、周知の事實であります。このことについて大蔵大臣並びに自治庁長官より、この決議の趣旨を尊重する旨の答弁がなされたにもかかわらず、今日以てその措置のとられな

いは極めて遺憾とするところでありまして、この際、早急にこの解決を要すると思ふが、一体どうなつてゐるのか。どうするつもりか。御答弁を承りたい。

更に人事院總裁にお尋ねいたします。同じく本國會初頭において給与法の改正が行われた際、政府原案に對し、本俸給表は暫定的なものであるから、速かにその不合理を改訂すべき旨の修正が行われたことは、御承知の通りであります。従つて人事院はこの趣旨を体して迅速に勧告の措置をとる必要があると思ふが、どうでありますか。又地域給に對する國會修正は、予算上の制約があり、全面的な修正を不可能とする条件の下に行われたために、残余の地域等については必ずしも均衡を保ち得なかつた憾みのあることは否定できません。國家公務員法及び給与法の建前から、人事院の負擔がこれら義務から申しますならば、この状態は在任再任させるべきではないし、速かに適切な措置を講ぜられる必要ありと思ふが、總裁の御所見を承りたい。

更に又、政府は、警察制度、労働法

の改悪、行政機構の三度引續く整備を
用意しつつあることであるが、こ
れら一連の改悪は、被防法における憲
法改悪、再軍備達成、戦争準備を企図
して、アメリカ防衛のための策、アメ
リカ独資本の支配に奉仕する傭兵を
究極の狙いとすることは明らかであ
り、そのための低賃金、そのための低
米価政策を強行し、大衆の反響を予想
してスト禁止をやろうとしたり、独
裁的行使を狙つて警察権の中央集権化
を企図したりしているが、ことごとく
がこれ反動的改悪であります。占領政
策の行過ぎといふのは民主主義の行過
ぎと同義語なのか。首相の御所信を伺
いたないのであります。

最後に私は、首相が独立したと言つ
ておる、その独立日本の姿とは一体如
何なる状態を言ふのか、国民の納得の行
く御説明を承わりたいのであります。
現在この四つの小さい島に六百万以上
上の米軍基地があり、全国津々浦々ま
で、いわゆる属人主義と名乗る治外法
権が布かれ、而も安保条約第三條によ
つて、米軍の駐留する数にも地域にも
何らの制限なく、同第四條によつて
は、アメリカが一方的にその必要なし
と判断した場合のほか永久に米軍の撤
退はあり得ません。一体この条約締結
の責任者である首相は、駐留の必要な
しと先ず日本側が認める防衛力とは如
何なる程度のもので考へておるか。この
際にはつきり承わりたいのであります。

本年度補正予算は、昨年九月、メキ
シコ通貨基金會議に出かけた池田前蔵
相が、ドッソ氏の了解を得てやつと編
成されたことは、天下周知の事実であ
ります。昭和二十八年度予算も又国会
提出ぎり／＼まで、最後まで揉み抜い

たのは、これ又防衛費についての米國
との折衝でありました。それで一体独
立國と言へると首相はお考えか。國民
が納得行くような御答弁をこの際承わ
りたいのであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 答へいたし
ます。

北辺の上空に外國軍が侵入、侵犯し
ておるといふような重大な時期におい
て、政府は党内の紛争に没頭してお
る、これは道義を高揚するゆゑんでな
いと、こゝろがどういふお話のようであ
りますか、私は内紛のために曾つて没
頭したことはないものであります。
昨日も申した通り、民主政である以上
は、議論のあることは当然である。
(その通り)と云ふ者あり議論を、聞
わすことが内紛でありますれば、内紛
ます／＼可なりと私は申すのでありま
す。又、北辺の上空に外國の飛行機が
出没する、これに対して何らの手段を
講ずることができないならば重大問題
であります。併しながら、飛行機の発
達した今日において、一國の上空に隣
接國の飛行機が来るということはしば
しばあることであつて、ヨーロッパに
おいては殆んど日常茶飯のことであり
ます。これを以て重大事件なりとし
て、百余年前に於いて北方頻りに警を
伝えたという、その百年以前の狀態を
以て今日に比するといふことがござい
は、私は誠に笑ふべきことではないか
と思ふのであります。(拍手)私は、若
し虚構の事実を以て國民の不安を招か
んとする者があるならば、その行為は
そ道義高揚を妨ぐる行為なりと私は思
います。

その他の問題は主管大臣が答へい
たします。(拍手)

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡崎勝男君) 今同中共に
行きました代表のうちには、過去にお
いて旅券法に違反していた事実のある
人が入つてゐるのは、これはその通り
であります。かかる人を國費を以て公
用旅券により海外に出すことは適當で
ないといふ考えは、今でも變つており
ません。併しながら、引揚については
万全を期さなければならぬし、いさ
さかもこれに支障をなからしめたいと
いう趣旨から、特に旅券を出すことに
いたしましたのであります。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 答へ
いたします。

先刻のお話の中に、日本の國民生活水
準が第十國會で約束された七七％に達
しないではないかといふお話でござい
ましたが、これは何か思い違ひであらう
と思ひます。第十國會の經濟演説でそ
ういふことを約束してありまするが、
とつとこれを突破したしてございま
す。お話のごとく、總生産において
も、鐵工業生産においても、國民所得
においても、その當時の公約以上に上
廻つておることは、あなたが御調べに
なればよくわかります。特に國民生活
水準のごときは、本年一月一六日で當時
公約した九〇％を上廻つて九二・八％に
達しておることは、すでにしば／＼經
濟審議庁で正式に発表いたしました通りで
あります。然るにどこが七七％かとい
ふことは私どもにはわかりかねます。
(勤勞者はどうなるのか)と云ふ者あり
なお、これは國民層一般を言つておる

のである。なお、その次に、世界的不
況と貿易不況を背景にして、國民所得
を五兆六千七百億圓と見たのは過大で
はないかといふお話でありまするが、
私どもも明年度の日本經濟の見通しを
必ずしも好況とは思つておりません。け
れども、生産においては約六％、雇用
においては約二％、賃金においては約
五％本年度よりも上昇するものと見て
おるのであります。物価は大体にお
いて変動がなく、國際收支は若干の黒
字になると見込んでおりまするので、
國民所得も、各方面より調べて、本年
度よりもおおよそ五％余増加するもの
と見ておるのであります。而も所得税
その他について減税を行なつてござい
ますので、國民所得に対する租税負担
率は、國稅、地方税を通じて本年度よ
り若干輕くなり、御心配になつておら
れるような結果になるとは考へており
ません。(拍手)

〔國務大臣向井忠晴君登壇、拍手〕

○國務大臣(向井忠晴君) 二十八年度
の一般會計予算における民生の安定の
ための経費は千三百四十億圓、防衛開
係及び保安庁費は千四百五十億圓であ
りまして、前者は一四％、後者は一五
％でございます。これを前年の民生安
定費八百三十億圓即ち九％、防衛關係
及び保安庁費は千八百億圓即ち一九％、
比較しますと、防衛關係費が民生安定
費に振替つておることが明らかになつ
ております。(その通り)と云ふ者あ
り)

特別減税國債のごとでございます
が、特別の階層の者だけに売るんでは
なく、広く一般國民に対して売出す
のでございますから、一部の者だけが
これを買占めるといふようなことがな

いように、減税を受ける購入限度を定
めることになつております。又發行条
件については現在検討中でございます。
手持外貨その他財政蓄積がアメリカ
の強要によつて軍需費になりはしない
かといふ御心配ですが、独立後の予
算は我が國が自主的に編成しますの
で、日本側の意思に反して手持外貨を
売らせるといふようなことは考へられ
ませんし、そういうことはいたしませ
ん。

義務教育費の負担の点でございま
す。國庫負担にいたしますので、(あ
やしいぞ)と云ふ者あり父兄の負担が
増大するといふふうな御質問があつた
ように思ひますが、小中学校の校舍に
つきましては、従来に引續き同一の補
助率を以て義務教育年限延長に伴う不
足坪敷の解消を図り、又地方財政の実
情として、新たに補助対象として取上
げた危険校舎改築等については補助率
三分の一を以て実施することとしてお
るので、特にその整備の促進を図つて
おりますから、これによつて父兄負担
の増大を來たすことはございせん。
(拍手)

〔國務大臣廣川弘禪君登壇、拍手〕

○國務大臣(廣川弘禪君) 食糧増産の
大事なこと御指摘の通りであります。
我が國も食糧増産のことにつきま
しては党是として公約をいたしてござ
います。我々はここの食糧増産の線に沿
つて施策をやつて参る次第でございま
す。御指摘のように、人口増加につれ
て食糧を増産して行かなければならん
のであります。併し年々農地の消耗と
それから設備の老廃等による減産が非
常に多いことは、これはお話の通りで
あります。そこで我々いたしまして

の増大を來たすことはございせん。
(拍手)

は、農地の改良なり、或いは又種子の改善なり、傾斜地に対する施策なり、寒冷地に対する施策なり、温暖地に対する施策なり、あらゆる方法を講じて、これのみでは満足できませんので、畜産、水産、林産等を入れて、総合的な計画をいたしておるのであります。これは何と申しまして、基本は農地改良であります。農地改良であります。この予算については、我が方が考えたよりも、国家予算の制約を受けて、全般からの制約を受けて、少いものではございますが、併し私たちがいたしましては、食糧増産の促進は、どうしてもやらなければなりませんので、食糧増産の促進法案を練っておりまして、近いうちに我々の案を具して御審議を願つて、そして日本の食糧の増産を計画的に長期的にやつて参りたい所存でございます。

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕
○國務大臣(岡野清素君) 答へ申上げます。

予算の詳細につきましては、只今私は詳しい数字を覚えておりませんけれども、私が関する限りは、社会教育や夜間教育、産業教育、大学教育、私学振興、その他教育刷新のために相当今回は増額してございます。

それから義務教育の職員を国家公務員にするということにつきましてはいろいろ何がありまして、私は、この岡三三皆様の御質問につきまして、国家公務員にするには何かその教員の政治活動を阻止するためにやつておるのである、こういうふうなお話がありますが、私は何もこんな苦勞をしてまでしなくても、そういう目的であります

ならば、教育公務員特例法を一条増やせばよろしいし、又地方公務員法の第三十六条を変更すれば、予算とか何とかで開議でいろいろ私が皆様に御迷惑をかけて、そして苦勞をしなくていいわけですか。私の国家公務員にしたいという考えは、こういう考えから起きておるのであります。今まで平衡交付金で地方にちゃんと国家が教育費として勘定しただけ差上げてありますけれども、地方財政窮乏のときでございまして、なか／＼そのほらによく廻らないので、そこで、なぜ平衡交付金から抜いて、そして国家が直接教育費としてやらないかという陳情がある。これは平衡交付金がございまして以来の問題でございます。そこで私が今度国庫負担にいたしますことにつきましては、今御承知の通りに、或る村で教員をしておりまして、これが隣の村に若し転任するとなれば、先ずその村で退職いたしまして、新しく隣の村で新規採用しなければなりません。そういういたしますと、昇給の仕方とかいろいろ問題がございまして、(発言する者多し)

○議長(佐藤尚武君) 静粛に願います。
○國務大臣(岡野清素君) 勤務月額の勘定なんか、教員の立場としては損をします。又地方財政の貧弱の所におきましては、昇給とか昇格とかというようなことが、十分の手当ができません。そこで私は、義務教育というものは一番大事なことである。そしてその教員の身分を安定することが一番必要であると考えまして、(でたためめを言うな)と呼ぶ者あり(東京の真中に勤めておる国立の教員と同じレベルを山間僻地においてもこれを与えたい。そして又転勤とか転任をする場合に、恩給が切れたり、若しくは昇給の条件がなくなつたりするようなことを防止する意味で、国家公務員にしたのでございまして、誤解のないように願います。(精神分裂を来したている)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) 昨年末、国家公務員に對しまして、年末手当についてとりまいた措置に準じて行わるべき地方の措置に對する財政状況の推移としましては、當時明らかになつた通り、地方の財政状況の推移と脱み合せて財政措置を講ずるということになつておるのでございまして、目下その財政の状況の推移を調査中でございまして、更に、今お話のありました通り、短期融資の償還期限の關係もございまして、でき得る限り適當なる措置を講じたいと、速かに講じたいと思つております。

〔政府委員淺井清君登壇、拍手〕
○政府委員(淺井清君) 千葉さんにお答へを申上げます。
第一は、先般御制定になりました給与法中の俸給表の備考の問題でございますが、国会の御趣意はよく了解しておるのでございまして、合理的改訂を加へると申す言葉は非常に幅の広い言葉でございます。種々なることが考えられますので、人事院といったしましては、できるだけ多く国会の御意思に副するよう、且つできるだけ速かに御審議を願えるよう、目下鋭意研究中でございます。

第二に、地域給につきましては、申すまでもなく絶えず研究をいたしておるのでございまして、何分にも全国に亘る複雑なものでございまして、まだ成案を得るに至つておりません。殊に予算との關係もございまして、次の勧告をなし得る時期については、まだここに明言し得る段階になつておりません。(拍手)
〔千葉信君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 千葉信君、何ですか。
○千葉信君 再質問をお許し願います。
○議長(佐藤尚武君) 極く僅かの時間がお残つておりますから、そのおつもりでお願いいたします。
○千葉信君 自席よりお許しを願いたいと思ひます。
只今の御答へ中、特に總理大臣の御答へ並びに經書長官の御答へに對しては、私は不満至極に堪へません。特に小笠原經書長官の御答へでは、国民生活の現在の水準に對する的確な把握をお欠きになつておられることに私は不満を禁じ得ません。經濟審議庁から発表されております先月の十日附の調査によりまして、国民の現在の消費生活の水準は、東京におきましてやつと十月現在七九%、農村と東京との対比が出ておるだけでございまして、全国平均の消費水準、国民生活の水準については、昨年の七月現在七七%であるというところは、經濟審議庁から明らかに発表されておるのでございまして、こういう事実に對して、經書長官の只今の答へは、誠にでたらめな御答へをされておるということについては、私は再考慮をお願いいたします。
○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君。〔再答へ〕九二%の数字はどこから出た「まごつくな」でたらめだ」と呼ぶ者あり
〔國務大臣小笠原三九郎君登壇の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 取消します。それでは小笠原國務大臣。
〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕
〔はつきり教えてやりなさい〕と呼ぶ者あり
○國務大臣(小笠原三九郎君) 今お話の数字は、昨年の数字について私は申しておりません。本年の十月の数字について申しておるのであります。発表されておりますから、それで御了承願います。(いつだ、今年か去年か)何を言つてゐるんだ「本年の十月はまだ来ていないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し
○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君、御登壇願います。
〔インチキを言つてはいけません〕議長どうした「真実に聞かなければ国会は成り立たないよ」小笠原通産大臣、嘘を言わんで下さい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し
○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君の許可を求む
○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君、暫くお待ちを願います。小笠原國務大臣。
〔しつかりやれ「何回でも出る精神はよろしいよ」と呼ぶ者あり〕
〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) それでは最近の数字につきましてお話申し上げます。
二十七年十一月におきまして、都市においては九六%、農村においては一

一一%でござりまして、二十八年年度で九〇%に達するという生活水準の目標を上廻つております。

「その通り」達するということだろ「やぶ蛇じやないか」「やぶ蛇じやない」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君、御登壇を願います。

〔岩崎正三郎君登壇、拍手〕

○岩崎正三郎君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、週日行われまして政府の施政方針に対して若干の質問をいたしたいと存する次第であります。

二十八年度の予算の編成に当りまして、吉田政府は何か新しい政策でも打ち出すだろうと思つておつたところが、この重大なる国内、国際情勢の時代におきまして、全く何らの新しい方針を示すことなく、相変わらず無理難、無性格の政策を羅列しておること、これは国民と共に誠に遺憾に堪えない次第でござります。

先ず私は外交問題について少しく御質問をしたいと存するわけでありまして、アイゼンハワー大統領の新教書発表によりまして、我が吉田・岡崎外交も、いよいよ「その都度外交」をやめなければならぬ羽目に相成つて来たと思ふのであります。私は、アメリカ大統領の新教書発表によつて、我が吉田・岡崎外交もいよいよその態度をはつきりするために、何らかの手を打たなければならぬ羽目に陥られて来ることは当然だと思ひます。アイゼンハワーは、アジアのことはアジア人によつてやれと、アジアの防衛はアジア人によつてという見解を発表しておりますが、

この今回の台湾の中立化が解除され、朝鮮戦いの解決が全アジアの地域に延び掛けられて来たこの機相に對しまして、恐らく我が国にも朝鮮戦いの解決に何かの積極的態度を遂行して来ると思ひます。総理大臣はこのことに關しまして何か思ひ当ることはございませんでしうか。どういふお考えを持たれるのでありませうか。先ずこの一点をお伺いしたいのであります。私は、朝鮮戦いの終結は、北朝鮮の金日成政権が朝鮮全半島の革命達成の意圖を放棄するまではやまないと思つておりますが、さういふ場合において、アジア全域に亘る冷たい戦争が、朝鮮、台湾、インドシナ、マレーを結ぶ一連の極東戦争に発展することを懸念されるのであります。首相はさういふ懸念に對してどういふお考えを持つておられますか。そして又かような場合に、我が国の安全と世界平和のために、アジア諸国との善隣關係、殊にアジアの平和を愛好するところの社会主義的な諸勢力と何らかの提携を圖つて、その問題を解決するといふようなお考えはな

いか。私も今は、この社会主義勢力こそが、真に世界の平和を確保する新らしき勢力であると考えておるが故に、この点に關しまして非常にこの重大性を痛感するのであります。たとえ總理は、かような新勢力が大したものでないといふようなお考えを持たれるのでありませうか。もしも知れませうけれども、さういふ簡単に問題を見ないで、将来の世界の発展性が社会主義勢力によつて解決されねばならぬといふこの命題に對して、虚心坦懐にお考えを願ひまして、かような問題に對しては、一つの御研究、お考えを発表されたいと存する次第であります。そのためには、私も先ずアイリビシ、インドネシア等々の賠償問題をできるだけ早く解決して、一日も早く日本が第二次世界大戦からの驚きから解放される必要があると思ひのであります。目下これらの賠償關係の経過につきまして、これがいつ頃解決されるか、その見通しのほどもお伺いしたい次第であります。

第二点は、インドは常に米ソ兩陣營から獨立したところの世界平和の勢力とあらんことを努めておりますが、世界平和を守るためには、又日本の国の安全を守るためには、政府は、インド政府或いは又ネル個人の代弁者と、何かかような問題について話合つたことはございませんでしうか。又話合おうとするようなお考えは持つておられますんでしうか。この点を伺つておきたい次第であります。

第三点、アジアから戦争を防止するためには、このアジアの後進性、アジアの貧困性を除去しなければならぬわけでありまして、そのためには、今回行われましたところのアジア社会會議に於いて我が党が提唱いたしましたところのアジア經濟會議の開催という問題があります。社会主義勢力がこのアジアの困難性を根本的にその經濟的な問題から解決しようとするところの大きな抱負を持つておりますが、總理大臣はかような問題に對してどういふお考えを持つておるか。これもお伺いしたい次第であります。

次は内政問題について少しく質問を展開したいと存する次第であります。日本の經濟自立の方途は、一体如何なる計画の下に如何なる見通しを持つておるかといふことであります。外國貿易に依存して日本經濟の再建を図るのか。或いは食糧自給の基盤の上に我が國の商業的發展を図るのか。この新しい産業構造を作らるることによつてその解決を図らんとするののか。或いは又その中間にさまよひまして、その日暮しのやうに放しの政策を続け、世界の軍需景氣に便乗して一応ごまかして行こうとするようなお考えであるのか。この点は恐らく國民全体が日本の將來を思ふときには是非開きたい点であると思ひますので、この点につきまして經濟審議庁長官でも總理大臣でもよろしいから御答弁をお願いしたいのであります。

食糧増産の問題に關しましては、先ほど千葉君から質問がありましたので、簡単に御質問申上げます。先ほど千葉君が触れましたところの五カ年計画の食糧自給率の問題は、これは二十六年年度より十カ年計画を以て行われて来たところの食糧増産計画を小刻みにしたところの問題であります。かような食糧自給確保の長期計画が相当成果を得て、ここに日程に上つて参つたといふことは、その日暮しの買食いに、毎年三百万トン、四億ドルの米麦輸入に依存して参つたところの従来の食糧政策に一定の結論的方向を与えたものとして、その意義は率直に認めてよいと思ひのであります。然るにこの計画の中核をなすところの土地改良及び開墾開拓等の關係において、二十八年度の予算においては僅かに二百九十六億圓を計上しておるだけであります。これに食糧増産に直接關係のある公共事業費關係のものを加へまして、五カ年計画の一カ年平均の半分に

あります。私も、これらのストが政治的傾向を強めて来たことに一応の批判はいたしますが、併しながらこのストの本質的な原因が、非民主的な独善主義的な諸条約の締結、電気事業九分断等、一連の吉田内閣の非民主的横暴に對するところの反響の一つの現れであることをお考え願いたいと思つてあります。この反響に多少の行過ぎがあつたと言つて、それを口実にして、労働者の基本的人権たるスト権を制限しようとするがごときは、むしろそのあらはるに行過ぎが大いにあるといふことを申し上げざるを得ないのであります。このスト制限、労働法改悪問題については、すでにいろいろ質問があつたと思ひますので、私は次の一点についてお伺ひしたいと思つてあります。西ドイツにおいては、今回労働組合の幹部を大企業の経営に参加させることをきめたところの経営組織法、共同議決法等に基きまして、労組代表と株主代表とが對等に経営に参加する方式を遂行に移しましてから、ストライキが非常に減少したといふことが報告されております。政府はこの西ドイツにおけるがごとき進歩的な方法を以て労働組合の発展を期待し、又日本民主化に貢献する考えが全くないのであるか。労働者の基本的人権を蹂躪するようなスト禁止の労働法改正を引込めて、その人権を伸張することによつて問題の解決を図ろうとすることこそ、民主主義の要諦であるとお考えになられませんか。総理大臣及び労働大臣のお考えを承わりたい次第であります。

す。それは例の肺病対策についてでございます。すでに肺病審議会が設置されておる、いろいろ當局でも研究されておることでもございまして、うけれども、一度この病にかかつたときは、一生不治の病であると言われておりまゝ。この肺病労働者の上に襲いかかるところの恐るべき職業病には、人道上十分なる対策をしてやらなければならぬと存する次第でございます。従来、一応は労災法等によりまして救済の手段が講ぜられておりましたけれども、この氣の毒な職業病患者を真に救済するためには、これでは全く不十分でございます。政府は近く肺病法を作成いたしまして万全の救済方法を講ずるお考えがあるかどうか。労働大臣の親切なる御答弁をお願いする次第であります。

次に政府は、農村の民主化を促進するために近頃どんな方策を持つておられますか、伺ひたいのであります。農林省は、農業団体再編成案を作りまして、これを農業団体に押付けようとしておりますけれども、果してこれは眞の農村の民主化を促進するものでございましょうか。農協と農業委員会とを分立せしめて、その間に、各府県に農業会議所を設置して、農林官僚がこれらを支配せんとする、このボスの再編成案には、私も断じて反対するものであります。少くとも農村団体の民主的再編成を考へる場合には、先ず農協法を改正し、農業協同組合を整備拡充すると共に、速かに農民組合法を制定しまして、農民組合を以て農政活動の母体たらしめることでもあります。農林大臣は、農協法の改正、農民組合法の制定につきまして如何なるお考えを持つておりますか、お伺ひいたす次第であります。

民主主義の発展は教育からと言われたい。果して現内閣は文字通りこのことを理解しておられるや否や。吉田総理が道義の高揚は教育にありなどと言われておりながら、未熟な義務教育費全額国庫負担法を強行いたしました、教育そのものの民主化を阻害せんとしておることは、誠に寒心に堪へない次第でございます。この問題につきましては、すでに幾多の質問があり、又文相からも幾々の説明があつたのでありますけれども、この問題の重要さに鑑みまして、あえて文部大臣並びに自治庁長官に御答弁をお願いする次第でございます。

先ず岡野文部大臣にお尋ねいたします。第一点、先に行われましたところの地方教育委員の選挙に際しまして、当時政府は、教育の中央集権化を排し、地方分権の実を挙げ、かくすることによつて教育は進展すると説明しておつたのであります。然るにこのたびの義務教育費全額国庫負担法と教職員の国家公務員化は、完全にこれと逆行するものであるが、地方教育委員会と本法との関連を如何に考えているのか承りたい。第二点、地方制度審議會は決議をなして、審議會が結論を出すまで、本法の提案を見合せるように要望しておりますが、これを無視して、飽くまでかような法案を、かような未熟な法案を提出するといふことは、どういふ理由によつてやつておられるのか、この点も、しかと御答弁願ひたいのであります。第三点、教職員の国家公務員化は日教組対策であると世上言われておりますけれども、文相は從來の日教組の政治活動に對して如何なる見解を持つておられるか。即ち、教職員の政治活動を制限することは、基本的人権の侵害を意味し、ひいては教育効果の削減となつて現われておりますけれども、文部大臣は如何にお考えになりますか。又定員定額制の実施の結果、教職員の首切りが行われるだらうと思ひますけれども、果してこれは如何に相成りますか、お伺ひしたい次第であります。第五点、先に半額国庫負担法が本院において成立いたしました、これは半額とはいふものの、教材費をも含んだものであります。そうして今回二十八年度予算の計上に當りましては、当初は半額国庫負担と無理であるといひながら、最後には急変いたしまして、全額負担法に美称を冠して本法を提出に及んだものであります。これは全く私どもの了解のために当然千三百億程度のものが必要であることがわかつておりながら、その一部分だけを予算に計上いたし、中途半端な不完全予算を提出したことは、国会を輕視し、民主政治の精神を踏みにじるものであると思ひますけれども、これに對して如何なるお考えであるか、道義高揚の本家であるところの文部大臣の、筋の通つた御答弁をお願いする次第であります。

次に本自治庁長官にお尋ねいたします。義務教育費全額国庫負担法によつて、富裕なる都府県にまで教育費が配賦されることに相成るわけでございまして、これはどういふふうにして実施するつもりでございまして、或いは又これらの富裕府県には配賦しないとも言われておりますけれども、それでは誠に筋が通らぬのであります。当然地方税法或いは平衡交付金を改正いたしまして配賦すべきことが筋合ひであると思ひますが、平衡交付金法並びに地方税法を、いつ頃如何うにして改正する用意があるか。御答弁をお願いいたします。

次に伺ひたいことは教職員の任免に關してでございます。先の閣議了解事項といたしまして、教職員の任免に關しては、委任事務として地方教育委員会に任せるのではなく、市町村長にまで発言権を与える予定であると聞かれましたが、この点、如何でありますか、以上明確なる御答弁をお願いする次第であります。

最後に、駐留軍労働者と行政協定の問題について、岡崎外相、戸塚労働大臣にお伺ひいたします。昨年四月、講和条約、日米安全保障条約の発効に伴ひまして、連合軍関係の二十数萬の労働者は駐留軍労働者に切替えられ、法律第七十四号の制定によりまして、従来の国家公務員特別職から除外されまして、一般労働者と同様の取扱を受けることに相成りました。そうして労働三法の適用を受けるに至つたことはすでに御承知の通りであります。而して昨年八月に至りまして、全駐留軍労働組合は、調達庁長官に對して一萬八千八百七十四のベース改訂を要求して、争議が発生したのであります。そうして遂に組合は、中労委に調停を申請し、去る十二月十六日に至りまして、中労委は一萬七千九百七十六の調停案を提示して、妥結を求めて参つたのであります。勿論、組合側は、この公正なる第三者の提示した調停案を受諾して、円満解決に同意したのであります。

す。然るに在日米軍は、この調停案を一顧だもせずに、日本の法律を全く無視した態度に出たことは誠に遺憾千万であります。この在日米軍の、日本の法律を一片の紙屑のごとくにみなすところの原因は一体どこにあるのか。日本の一角にアメリカの租界が設けられたという事は、未だ私も全く耳聞にして存じないのであります。私どもは従来から、安全保障条約及び日米行政協定の実施につきましてもいろいろ不安と疑惑を持つておりまして、しばしば本議場においてこれを指摘して参つたところでありまして、今ここにこの事実を見まして、安保条約、行政協定の締結に當つた總理大臣並びに岡崎外務大臣に対して強硬なる抗議を申上げざるを得ない次第でございます。今こそ外務大臣は、日本国内において、アメリカの法律或いは駐日米軍の政策と日本の法律、これがどちらが優先するのかが、はつきりさせる必要がございます。向米一辺倒を以て正義であると演説する岡崎外相は、この真相を前にして何と御答弁なさるのか。しつかりした御返事を承わりたい。又かような占領下と同じような取扱を受けておるところの駐留軍労働者に対して、外務大臣、労働大臣は、如何なる措置をとつて今後その対策を講ずるつもりであるか、責任ある御答弁をお願いしてやまない次第であります。

以上を以ちまして私の質問を終る次第であります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。

アメリカの新政府から日本政府に対して何らかの要請をなすよう心当り

がないかというお尋ねであります。何らの心当りはないと申さねえ。又極東に擾乱と言いますか、戦乱が極東に拡大して及ぶという危険がある、見通しは如何というお尋ねであります。米国の新政府も、朝鮮動乱を成るべく早く収拾させたい、又戦局は拡大しないという方針であり、国連もやはりその方針でありますから、今お話のよ

うな危険は、私はないと思惟いたします。その他の問題は主管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) お答えいたします。

政府の日本再建の経済政策は貿易依存主義によるのか、食糧自給の上に立つ産業構造の再建方式によるかというお尋ねでございます。御承知のごとく敗戦によりまして領土が縮小し、食糧その他資源の相当部分を失ひ、而も人口増加の傾向にある我が国といたしましては、貿易の発展を中心とし、併せて資源の開発促進と相待ちよつて日本経済の真の自立を達成することの大切であることは申すまでもございせんが、我が国情よりいたしまして、食糧増産計画によつて国民食生活の安定と国際収支の改善に努むべきことの肝要であることも申すまでもございせん。従ひまして、自然、日本経済再建のためのすべての経済施策は、これを総合的に実施して参ることが必要であると考へておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣廣川弘禪君登壇、拍手〕

○國務大臣(廣川弘禪君) 食糧の増産のことにつきましては、先ほど千葉さんにお答えしたのでありますが、あな

たの御指摘のように、年四億の外貨を、而も三百万トンの大量を輸入することは、全く我々日本人といたしましては、これはゆるがせにできない大きな問題なのであります。そのため農林省は懸命に努力いたしておるのであります。御指摘のように、基本の土地改良の事業等につきましては、予算は少いのであります。これを重点的に用ひまして、十分効果を發揮するようにいたしたいと思つております。

なお農業団体再編成の問題であります。農業委員会を再編成して、農民の一般の利益代表機関なり機能が完全に發揮できるように農業団体のほうはいたすつもりであります。又農協につきましては、農協の事業の整備刷新を図るために、全国及び都道府県の農協総合指導組織として農業協同組合中央会を作りまして、団体の制度を整備いたして、これを強化するようにいたしたいのであります。

併しこれも、決してこれでは御指摘の通り満足ではありませんので、でき得る限り我々は意を用いて、農協が發展いたし、又農業並びに農民を代表する機関が組織的になり、而も農民のためになるようにいたしたいと思つておるのであります。

なお又、農民組合法を制定する意思があるかないかというお尋ねであります。これは農民組合は、法律できめて行くよりも、自主的に発生し、自主的に発達いたして行くことを我々は期待いたしますので、政府は今ここに直

ちに農民組合法を制定する意思を持つておりません。(拍手)

〔國務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(戸塚九一郎君) お答え申し上げます。

労働争議の制限が行過ぎになるといふお話でございますが、政府としては、公共的企業における労働争議を全面的にどうするといふようなことを考へておるものではございません。一部行過ぎた争議行為に対して必要最小限の制限を加へ、これによつて国民の公共の福祉を擁護いたしたいと、かように考へておるのであります。真の民主政治にむしろかなることであると存するのであります。内容は目下慎重に考へていたしておりますので、いづれ御提案申上げました上で御審議を煩わしたいと存するのであります。

なお、西独の経営組織法のお説もございまして、これは国情の遠く点等もありまして、なほ慎重に検討をいたしたいと考へます。

次に珪肺病患者のことで、珪肺病法を単行法として作る意思はないかというお話でございます。誠にこの種の患者がお気の毒であることはお説の通りでございます。珪肺の特殊性を考へまして、労働基準法、労働者災害補償保険法等、現行の労働保護法規のみではまだ足りないという御意見があることも承知いたしております。それらによつて、昨年労働基準法の改正におきまして休業補償費のスライド制をとつたのでございまして、なお単行法を制定するかどうかということにつきましては、保護を厚くしたいことは勿論でございますけれども、使用者の負担の

力、又他の職業病との取扱の権衡というような点をも併せ勘案いたしまして、目下具体的に研究をいたしておるのでございます。

それから駐留軍の労働者の件でございますが、これは日米行政協定の規定によりまして、駐留軍労働者については日本の労働法が適用されることは当然でございます。ただ、お話のうちの昨年の暮の中労委の調停案でございますが、調停の性質上、これは当然に当事者を拘束するといふものではないのであります。自然当事者間に意見の相違があつて、目下お互ひにその調整を考へつつあるような状態であります。又政府といたしましては、駐日米軍とも十分折衝し、駐留軍労働者の労働条件の維持改善というふうなことにについては、せいぜい努力をいたしたいと考へております。(拍手)

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡野清素君) 二十八年度予算におきまして食糧増産ということ

を大きな重点として配意いたしました。食糧増産対策費は、二十七年年度の四百九十二億円に對しまして二十八年度は四百九十二億円を計上しまして、九十億円の増加であつて、これはよほど重点を置いた考へでございます。ただ、食糧増産の必要は、十分に尊重はしておりますが、財政上の規模がこれを許さないという程度で、御質問に、もつとたくさん出せというふうなことがございまして、只今のところでは、それができませんのが残念でございます。(拍手)

〔國務大臣岡野清素君登壇、拍手〕

○國務大臣(岡野清素君) お答え申し上げます。

それから政治活動の問題でございますが、これは御承知の通りに、国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、これは全体の奉仕者であつて、一党一派の政見を支持するとかしないとか、そういうことを公務員はすべきじゃない。こゝろ私は考えておりますから、その点で御判断願ひたいと思います。

それからこの制度を布きまして、教員の整理をするかせぬかというお話ですが、絶対にそういうことはございませぬから、御安心下さつて結構だと思ひます。それから半額が突如として全額に變つた。成るほどこの点につきましては御疑念もございまいしうが、私は信念をいたしましたして全額のほうがいいと、こう考えておつた次第でございます。半額をいよくやるにつきまして、同じ手間がかかるならば、今まで非常に全額にしてくれという要望、陳情がたくさんあつて、同時に私が自分の信念でやる以上は、それで而も私が文部大臣の職責を尽すということになりますれば、信念に生きるのが私は政治家の節操だと思ひます。

それから今完全に実施になつておらんじやないか。成るほど御説の通りでございます。併しこれだけの大事業をいたしますにつきましては、過渡期でございますから、いろいろ手続も要し

〔国務大臣本多市郎君登壇、拍手〕
○国務大臣（本多市郎君） 御質問の義務教育費全額国庫負担と地方財政の關係について御答弁申上げたいと思ひます。

地方財政の面におきまして、平衡交付金の算定が、御承知の通りに、義務教育費につきましてどういふふうにして算定してあるかと申しますと、児童数、学級数、学校数という測定単位の数値に単位費用を乗じて算定されておるのでございます。この基準財政

需要額の算定に基きまして、義務教育に関する部分を分離いたしましたのでございますが、その分離いたしますに際しまして、この義務教育費の全額国庫負担から来る交付金と残余の平衡交付金を合せますと、大体平衡交付金制度でやつたと同じ金額になるものと国庫負担法においても規定されることと期待いたしましたしておりますので、この分離の面から来る差当りの地方財政に対する圧迫というものはないものと考えておるのでございます。御質問のどういふふう

に義務教育費の全額国庫負担金を配分するかという問題は、今後全額国庫負担法によつて定まるのでございますから、これは政府のその案がきまりましたならば御審議を煩わすことになりませんが、結局は只今申上げました通りになるので、地方財政に圧迫を特に加えるということはない。即ち残余の平衡交付金制度の精神を失うものでないこと

それから府県と市町村の総合的な行政運営にどういう影響を及ぼすかという観点からの御質問であつたと存じますが、御承知の通り、給与の全額、更に教材費の一部を国庫負担いたしました。

しても、学校は一切市町村の所有物であり経費であるのでございまして、そこに市町村の行政の総合的な運営という面につきましては、やはり十分考慮して行かなければならんと存じます。そこで文部大臣が市町村の教育委員会に任免権を委任されるのであります。

が、委任されたその任免権の行使に当たっては、市町村長にも協議して行うといふようなことによりまして、今日まゝの市町村と教育委員会との間の総合的運営に円滑を欠くという点も解消されるのじやないかと考えております。又もう一点、市町村単位で任免権を行うとすれば、人事交流の範囲が非常にと縮小されて、この点が不都合であるという議論が多かつたのでございしますが、この点につきましても、都道府県の教育委員会にその都道府県内の人

事交流の斡旋をやらせる、斡旋に当ら
せるという措置を講じたいと考えてお
りますから、そうした面は却つて円滑
に行くのではないかと考えられます。
更に又全額国庫負担を更に充実に徹
底的に行わせるためには、地方財政調
整が必要ではないかという御意見は御
尤もでございます。これには、国、地
方を通じて財政制度の再検討が必要に
なつて来るのでございます。従つて、
地方税を如何に今後改正すべきか。平
衡交付金制度についても再検討の必要
があるのではないかと仰せられます。点に

○國務大臣(岡崎勝男君) 賠償問題の解決の日取りはいつかというお話でございしますが、これは相手もあることでありますから、はつきり申上げるわけには行きませんが、日本としてはでき

る最中であります。

インドとの間に特別にお話のような点で交渉等をいたしたことはありませんけれども、外務省としては、在京インド大使、又日本の駐印大使は、インド政府との間に常に密接な接触を保つてお

おります。
アジア經濟會議といふことを言われ
ましたが、原則論としては御趣旨は結
構と思ひますけれども、具体的問題に
ついてはそれ／＼検討を要するのであ
りますし、又これを提唱するかしな
いかといふようなことは非常にデリ
ケートな問題でありますので、暫らく
推移を待ちたいと思つております。但
しECAF等を通じて、東南ア
ジア諸國との間には常に意見の交換を
行なつております。

駐留軍勞務者につきましては労働大臣が答えになつた通りであります。が、アメリカ側は従来ともこれを一般公務員並みに取扱ふことにいたして、おりまして、今般も、公務員と同様二〇%のベース・アップの予算措置を購じて来たのであります。が、調停案は二〇%以上になりますので、そうすると、予算の範囲内では、これに應じますと、今度人員整理をしなければなら

○岩崎正三郎君　農林大臣の私の質問に對して答弁のなり点、食糧自給促進法は出すのか出さないのか、それから農協法を改正して、農業協同組合をもつとしつかりする考えはないかを、御答へ願いたいと思います。

〔國務大臣廣川弘毅君登壇、拍手〕

○国務大臣（廣川弘禪君） お答えいたします。

申上げた通り、案を具して提出いたす
考へておるのであります。

それから又疑協につきましては、こ
れは検討いたしてござりまして、やはり
至らないところは直して行きたいと考
えておりますが、今固直ちに、どの点
どの点というわけにはまだ参つており
ません。(拍手)

○議長 佐藤尚武君 これにて質疑通
告者の発言は全部終了いたしました。
國務大臣の演説に対する質疑は終了し
たものと認めます。

○議長(佐藤尙武君) 日程第二、国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。図書館運営委員長宮城タマヨ君

昭和二十八年二月四日 参議院會議録第二十二号 国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案 四五四

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十七年十二月二十四日 参議院議長 大野 伴陸 参議院議長 佐藤尚武殿)

右の本院提出案をここに送付する。

支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律
第一条中第二十條を削る。

同条の表中 国立国会図書館支部人事院図書館

国立国会図書館支部人事院図書館

国立国会図書館支部日本学術会議図書館

国立国会図書館支部経済安定本部図書館

国立国会図書館支部物価庁図書館

国立国会図書館支部調達庁図書館

国立国会図書館支部自治庁図書館

国立国会図書館支部経済審議庁図書館

国立国会図書館支部法務省図書館

国立国会図書館支部大蔵省文庫

国立国会図書館支部法務省図書館

国立国会図書館大蔵省文庫

国立国会図書館支部郵政省図書館

国立国会図書館支部電気通信省図書館

国立国会図書館支部中央気象台図書館	運輸省
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵政省

第二条中「支部図書館長」を「支部図書館の長」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今議題となりました国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案の図書館運営委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

先ず本案の内容について御説明申し上げます。この法律は、行政各部門に置かれる支部図書館の設置を確立し、これらの支部図書館に専任の職員を置き、その任免及び定数に關し規定すること等を内容としたもので、昭和二十四年法律第一号を以て制定されたのでございますが、その後行政部に新らしい支部図書館の設置或いは既設の支部図書館の廃止等があり、又は昨年の行政機構の改革に伴ひまして、支部図書館の一部廃止、名称の変更等が行われましたので、これらについて所要の改正をしようとするものでございます。即ち、具体的に申しますと、支部日本学術会議図書館、同じく中央気象台図書館及び支部海上保安庁図書館等の新しい五つの支部図書館が設置せられ、又昨年の行政機構の改革によりまして、或いは電気通信省が公社となり、或いは法務府が法務省とかわり

ましたため、これらに伴つて支部図書館の一部廃止、名称の変更等の措置が行われましたので、本法の規定は現状と著しく相違を来しているのでございます。従ひましてこれらを整理いたしますと共に、所要の改正を行おうとするものでございます。

本委員会におきましては、委員多数の御出席を得まして慎重に審議をいたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

基だ簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

○本日の會議に付した事件

一、スエーデン國、スイス國、スペイン國及びポルトガル國に対する感謝決議案

一、日程第一 國務大臣の演説に關する件(第五日)

一、日程第二 国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

伊達源一郎君 館 哲二君
竹下 豊天君 高橋 道男君
高木 正夫君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 楠見 義男君
木下 辰雄君 河井 彌八君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
柏木 庫治君 小野 哲君
尾崎 行雄君 奥 むめお君
岡部 常君 井上なつゑ君
伊藤 保平君 石黒 忠篤君
飯島運次郎君 赤澤 與仁君
赤木 正雄君 山川 良一君
森 入三三君 宮城タマヨ君
三浦 辰雄君 澤口 三郎君
前田 穰君 波多野林一君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
小林 政夫君 小宮山常吉君
大矢半次郎君 郡 祐一君
廣瀬與兵衛君 松平 勇雄君
岡田 信次君 加藤 武徳君
城 義臣君 植竹 春彦君
山本 米治君 青山 正一君
石川 榮一君 木村 守江君

昭和二十八年二月四日 参議院會議録第二十二号

玉柳 寛君	大谷 榮清君
深水 六郎君	草葉 隆圓君
大島 定吉君	川村 松助君
寺尾 豊君	山田 佐一君
中山 彦彦君	小串 清一君
野田 卯一君	入交 太蔵君
西川 基五郎君	宮本 邦彦君
堂森 芳夫君	松本 昇君
秋山 俊一郎君	小泉 秀吉君
長谷山 行毅君	高橋 進太郎君
滝井 治三郎君	堀 末治君
安井 謙君	平林 太一君
平沼 彌太郎君	小瀧 彬君
上原 正吉君	楠瀬 常雄君
團 伊能君	愛知 授一君
鈴木 恭一君	北村 一男君
小野 義夫君	白波 彌米吉君
赤松 常子君	黒川 武雄君
石坂 豊一君	中川 幸平君
山田 節男君	成瀬 暢治君
清澤 俊英君	小酒井 義男君
梅津 錦一君	高田 なほ子君
森崎 隆君	三輪 貞治君
小林 亦治君	松永 義雄君
加藤 シヅエ君	若木 勝蔵君
村尾 重雄君	岩崎 正三郎君
矢嶋 三義君	羽生 三七君
中田 吉雄君	三橋 八次郎君
相馬 助治君	曾根 益君
菊川 孝夫君	千葉 信君
藤原 道子君	門田 定蔵君
上條 愛一君	小笠原 三三男君
栗山 良夫君	内村 清次君
木下 源吾君	須藤 五郎君
水橋 義作君	木村 禧八郎君
鈴木 清一君	池田 七郎兵衛君
千田 正君	菊田 七平君
小川 久義君	前之園 喜一郎君
駒井 康平君	三好 始君

堀木 鎌三君	油井 賢太郎君
一松 定吉君	紅 霞 みつ君
櫻内 辰郎君	吉田 法晴君
西田 隆男君	松浦 定義君
有馬 英二君	野 勝 勝君
木内 キヤウ君	谷口 弥三郎君
大隈 信幸君	深川 タマエ君
内閣総理大臣	吉田 茂君
外務大臣	岡崎 勝男君
大蔵大臣	向井 忠晴君
文部大臣	岡野 清豪君
農林大臣	廣川 弘禪君
通商産業大臣	小笠原 三九郎君
郵政大臣	高瀬 莊太郎君
労働大臣	戸塚 九一郎君
国務大臣	緒方 竹虎君
国務大臣	大野 秀次郎君
国務大臣	木村 昭太郎君
国務大臣	林 屋 龜次郎君
国務大臣	本多 市郎君
政府委員	佐藤 達夫君
法制局長官	高辻 正巳君
法制局第一部長	浅井 清君
人事院総裁	西原 直麿君
経済審議庁 事務局長	中村 茂君
外務事務官(外務大臣官房審議官)	森永 貞一郎君
大蔵大臣官房長	富樫 総一君
労働省労働統制調査部長	

二六四 七 第二百三十 三号	二九四 九 郡市計画 都市計画
参議院會議録第十五号正誤	
頁 段行 誤 正	
二〇二 確保すべし 確保すべき	
二〇三 あり、 であり、	
二〇四 一三 奨励金 奨励金	
二〇五 欣快の情さ 欣快の情	
二〇六 一三 下当 不当	
二〇七 元、おりまる が、おりする	
参議院會議録第十六号正誤	
頁 段行 誤 正	
二一四 六 国道 国鉄	
二一五 二 これは これに	
二一六 一三 使うたと 使うこと	
二一七 六 ロケット ロケット	
二一八 一六 不廻る 下廻る	
二一九 二 外資導 外資導入	
二二〇 一 般公務員 一般公務員	
二二一 三 大鏡 大鏡	
二二二 一四 何かと 何とか	
二二三 二 割り分され 割り出さ	
二二四 三 もつと もつと	
二二五 一 手い得ざる 手り得ざる	
二二六 二 不問に 不問に	
二二七 三 じつと じつと	
二二八 一 倍養 培養	
二二九 一六 いて、 ついて、	
参議院會議録第十八号正誤	
頁 段行 誤 正	
二四二 二 所在 所存	
二四三 二 外航給復 外航給復	

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四七〇番
原価東京一九〇〇年官報課